

職場における喫煙対策

厚生労働省 / 中央労働災害防止協会 中央快適職場推進センター

喫煙による健康への影響に関する社会的関心が高まる中で、受動喫煙による非喫煙者の健康への影響が報告され、また、非喫煙者に対して不快感、ストレス等も与えていることが指摘されており、受動喫煙を防止するための労働衛生上の対策が求められています。

< 全面禁煙と空間分煙 >

受動喫煙を防止する方法には、事業場の建物内全体を禁煙とする「全面禁煙」と喫煙室でのみ喫煙を可能とする「空間分煙」があります。全面禁煙は空間分煙に比べ、低コストでより効果的に受動喫煙を防止することができます。

空間分煙により対策を講ずる場合は「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に基づき、たばこの煙が漏れない喫煙室の設置など、確実な受動喫煙防止措置が必要です。受動喫煙防止措置のための喫煙室の設置等の十分な対応が困難な場合には全面禁煙による対策の実施が勧奨されています。

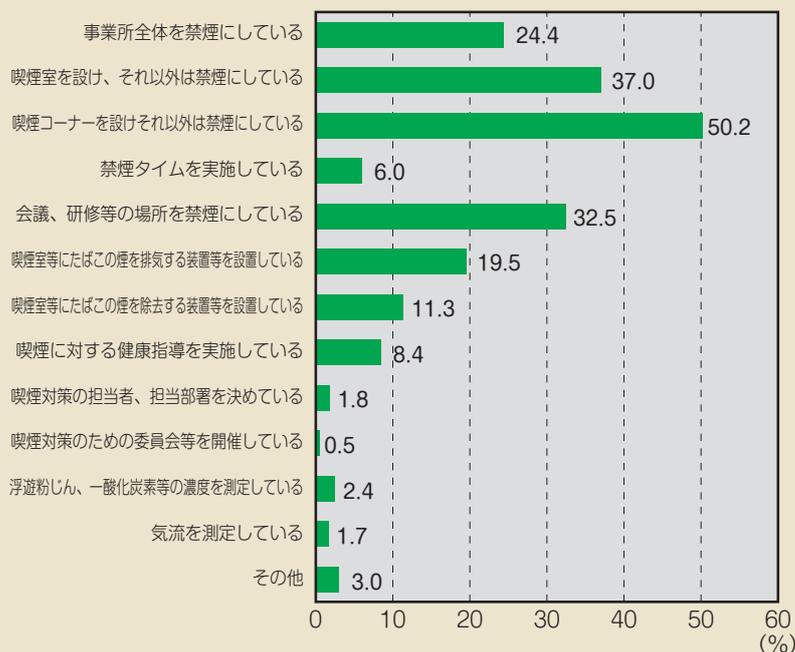
< 労働衛生管理と喫煙対策 >

職場における喫煙対策を実効あるものとするためには、事業者が労働衛生管理の一環として組織的に取り組む必要があることから、その進め方について衛生委員会等で検討し、全員の参加の下で喫煙対策を確実に推進する必要があります。



禁煙事業場のモニュメント

職場における喫煙対策取組状況（複数回答）



平成 19 年労働者健康状況調査（厚生労働省）

政府の職場の受動喫煙防止対策を巡る動向

「新成長戦略」の別表、成長戦略実行計画（工程表）において、「受動喫煙の無い職場の実現」を「2020年までの目標」として決めました。

「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日 閣議決定）（抄）

別表 成長戦略実行計画（工程表）

Ⅵ 雇用・人材戦略 ～「出番」と「居場所」のある国日本～②
11. 職場における安全衛生対策の推進

【2020年までの目標】受動喫煙の無い職場の実現
（現状）46%*（平成 19 年労働者健康状況調査）

*「全面禁煙」又は「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかの措置を講じている事業所の割合

◎受動喫煙防止について◎

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号 抜粋）

第 25 条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

受動喫煙防止対策について（厚生労働省健康局長 平成 22 年健発 0225 第 2 号 抜粋）

1 法第 25 条の規定の制定の趣旨

法第 25 条の規定において「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」こととした。また、本条において受動喫煙とは「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」と定義した。

受動喫煙による健康への悪影響については、科学的に明らかとなっている。^{注)}

注) 受動喫煙による健康への悪影響については、流涙、鼻閉、頭痛等の諸症状や呼吸抑制、心拍増加、血管収縮等生理学的反応等に関する知見が示されるとともに、慢性影響として、肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇を示す疫学調査があり、IARC（国際がん研究機関）は、証拠の強さによる発がん性分類において、たばこをグループ 1 と分類している。

また、受動喫煙により非喫煙妊婦であっても低出生体重児の出産の発生率が上昇するという研究報告がある。

また、国際機関や米英をはじめとする諸外国における公的な総括報告においては、受動喫煙の煙中には、ニコチンや一酸化炭素など様々な有害化学物質が含まれており、乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や喘息発作の誘発など呼吸器疾患の原因となり、特に親の喫煙によって、子どもの咳・たんなどの呼吸器症状や呼吸機能の発達に悪影響が及ぶなど、様々な報告がなされている。

3 今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性

今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。一方で、全面禁煙が極めて困難な場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとする。

◎受動喫煙の健康影響について◎

世界保健機関（WHO）

受動喫煙による健康への悪影響については、世界保健機関（WHO）の下で 2005 年（平成 17 年）に公布された、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（略称：たばこ規制枠組条約第 8 条）において、「たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されている」と規定されている。

たばこ規制枠組条約（抄）

第 8 条 たばこの煙にさらされることからの保護

1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。

国際がん研究機関（IARC）

受動喫煙はグループ 1（ヒトに対する発がん性がある）に分類されている。

（発がん性分類より）

- ・グループ 1 ヒトに対して発がん性がある
- ・グループ 2A ヒトに対しておそらく発がん性がある
- ・グループ 2B ヒトに対して発がん性があるかもしれない
- ・グループ 3 ヒトに対する発がん性については分類できない
- ・グループ 4 ヒトに対しておそらく発がん性がない

受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書

（平成 21 年 3 月公表：厚生労働省健康局）

国際機関や米英を始めとする諸外国における公的な総括報告に基づき、職場に関連すると考えられるものについて、以下のような報告を行っている。

- ① 受動喫煙は、ヒトに対して発がん性がある化学物質や有害大気汚染物質へのばく露である。
- ② 受動喫煙の煙中には、ニコチンや一酸化炭素など様々な有害化学物質が含まれており、特にヒトへの発がん性がある化学物質であるベンゾピレン、ニトロソアミン等も含まれている。
- ③ 受動喫煙によって、血管内皮細胞の障害や血栓形成促進の作用が認められ、冠状動脈疾患の原因となる。
- ④ 受動喫煙によって、急性の循環器への悪影響がある。

日本産業衛生学会許容濃度等に関する委員会

タバコ煙は第 1 群（人間に対して発がん性がある）に分類されている。

（日本産業衛生学会の分類より）

- ・第 1 群 人間に対して発がん性がある物質
- ・第 2 群 A 人間に対しておそらく発がん性があると考えられる物質 証拠がより十分な物質
- ・第 2 群 B 人間に対しておそらく発がん性があると考えられる物質 証拠が比較的十分でない物質

国立がん研究センター

「わが国では、約 6,800 人が受動喫煙によって毎年亡くなり、うち半数の約 3,600 人が職場での受動喫煙に起因すると推計される。」と公表された。

（平成 22 年 9 月 独立行政法人国立がん研究センター WHO「喫煙と健康」指定研究協力センター）

全面禁煙の取組

近年、全面禁煙への取組が広がってきています。全面禁煙を実施するためには、経営トップが決断するとともに、衛生委員会などで労使の合意を形成し、ルールを策定しその周知と徹底を図り、社内報やポスターによる情報提供や労働衛生教育を繰り返し行い、経営トップ、管理者及び労働者が全員参加で取り組むことが重要です。さらに、対策の継続のためには、全面禁煙の効果を数値データ（喫煙率、疾病休業率等）で把握することも効果的です。また、全面禁煙の円滑な実施のためには、喫煙者の禁煙を支援する「禁煙サポート」を行うことも効果的です。

全面禁煙のメリット

全面禁煙は受動喫煙防止に最も効果的な方法です。

- ★たばこの煙やにおいのない、空気環境がきれいな職場になります。
- ★禁煙者が増加し、喫煙者の喫煙本数も減少し、休業率の減少、仕事の効率が上がるなどの効果が期待できます。
- ★費用がかかりません。（喫煙室の設置、維持管理、空調の熱損失などの費用が不要）
- ★全面禁煙に取り組んでいることで会社のイメージの向上につながります。



禁煙宣言モニュメント

敷地内全面禁煙

敷地内全面禁煙は、建物内を含め敷地内全体を禁煙とするものです。喫煙者は昼休み等に敷地外の喫煙可能な場所で喫煙することになりますが、吸殻を捨てないこと、外部の人に迷惑をかけないこと等について十分教育を行うことが必要です。

建物内全面禁煙

建物内全面禁煙は、屋内の喫煙場所を一切なくして建物内はすべて禁煙とするものです。屋外に喫煙所を設ける場合には、付近を通る人の受動喫煙に配慮するとともに、たばこの煙が出入口等から屋内に流れ込まないように、建物の出入口等から十分に離れたところに設置することが必要です。



構内禁煙標識



受付の全館禁煙の表示



建物の出入口等から十分に離れたところに設置した喫煙所

■ 禁煙サポート

全面禁煙にすると喫煙しにくい職場環境となることから、喫煙者に禁煙を促す効果があります。円滑な全面禁煙実施のためには、全面禁煙を契機に禁煙しようとする喫煙者に対して、禁煙サポートにより禁煙を支援することが効果的です。

禁煙サポートの実施例

- ・ 喫煙及び受動喫煙の健康影響に関する啓発教育
- ・ 啓発資料の配付及びポスター等の掲示
- ・ 社内ネットによる啓発
- ・ 禁煙外来の受診勧奨
- ・ 禁煙補助剤の紹介や支給
- ・ 禁煙マラソンの実施
- ・ 電話やメールによる激励やサポート
- ・ 禁煙達成者の表彰や報奨金等



禁煙教育



禁煙マラソン
参加者バッジ



社内禁煙プログラム推進ポスター

全面禁煙実施後の声

- ☆非喫煙者は・・・
 - ・ 大いに評価している。たばこの煙がなくなり職場環境が向上した。
- ☆喫煙者も・・・
 - ・ 時代の流れで当然である。
 - ・ 全員のために我慢すべき。
 - ・ 禁煙のきっかけとなった。
 - ・ 禁煙サポートがありがたい。
 - ・ 禁煙でき、家族から喜ばれた。
 - ・ 喫煙本数が大幅に少なくなった。
 - ・ 公共の場所でも非喫煙者への配慮ができるようになった。

全面禁煙への具体的取組事例

- ・ 世界禁煙デー（5月31日）を契機に社長による全面禁煙の宣言を行った。
- ・ 安全衛生環境室が中心となり従業員の意見を聞き、段階的に進めた後、全社禁煙宣言を行った。
- ・ 喫煙者も含め全社員50人が、納得するまで話し合い、全面禁煙を決定した。
- ・ 喫煙者がメンバーに入った禁煙推進委員会を立ち上げて取り組んだ。
- ・ 社長が率先して禁煙を呼びかけ、社長自ら全国の支店・営業所に行き直接禁煙を訴えた。
- ・ 労使による喫煙対策委員会を設置し、全面禁煙の基本方針を策定し実施した。

空間分煙の取組



喫煙室の例

空間分煙による対策を実施する場合、喫煙室を設置します。喫煙室には、たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式の喫煙対策機器（換気扇など）を設置し、適切に稼働、維持管理します。

また、職場の空気環境の測定を行い、浮遊粉じんの濃度を $0.15\text{mg}/\text{m}^3$

以下及び一酸化炭素の濃度を 10ppm 以下とし、喫煙室からたばこの煙やにおいの漏れを防止するため、非喫煙場所と喫煙室との境界において喫煙室へ向かう気流の風速を $0.2\text{m}/\text{s}$ 以上にします。



局所排気装置方式のフードを設置し、大型ファンで十分な排気量を確保した喫煙室。喫煙者が多く、短い休憩時間に多くの喫煙者が集中する場合に効果的である。



換気扇を4台設置して十分な排気量を確保した喫煙室



排気量の不足により $0.2\text{m}/\text{s}$ 以上の気流が確保できない場合は、のれんを吊るして開口部を小さくすると気流の風速を確保できる場合があります。

出入口にのれんを吊るして、 $0.2\text{m}/\text{s}$ 以上の気流の風速を確保

職場における喫煙対策のためのガイドライン（平成15年厚生労働省労働基準局長通達）

ガイドラインの内容は次のページのとおりです。

ガイドラインでは、事業場において関係者が講ずべき原則的な措置を示しています。適切な喫煙対策の方法としては、全面禁煙及び空間分煙がありますが、このガイドラインは、空間分煙を中心に対策を講ずる場合を想定しています。

職場における喫煙対策のためのガイドライン（要旨）

（平成 15 年 5 月 9 日付け基発第 0509001 号厚生労働省労働基準局長通達）

1 基本的考え方

- 喫煙対策は、労働衛生管理の一環として組織的に全員の参加の下で推進する必要がある。
- 本ガイドラインは、事業場において関係者が講ずべき原則的な措置を示したものである。
- 適切な喫煙対策の方法としては、全面禁煙及び空間分煙があるが、本ガイドラインは空間分煙を中心に対策を講ずる場合を想定したものである。

2 経営首脳者、管理者及び労働者の果たすべき役割

- 経営首脳者、管理者及び労働者が協力して取り組むこと。
- 経営首脳者は適切な喫煙対策が重要であることを全員に周知し、労働者の意見を十分に把握し、率先して行動すること。
- 管理者は、経営首脳者の基本方針の下に積極的に取り組むこと。
- 労働者は、衛生委員会等を通じて積極的に意見を述べること。労働組合は喫煙対策の円滑な推進のため支援することが望ましい。

3 喫煙対策の推進計画

- 現状とその問題点を明確にし、解決する具体的な方法等について、当面及び中長期的な計画を策定すること。

4 喫煙対策の推進体制

- 労働衛生管理の一環として推進体制を整備すること。
- 衛生委員会等の下に「喫煙対策委員会」を設置し、合意形成を行う方法、具体的な進め方、喫煙行動基準等を検討すること。
- 喫煙対策の担当部課やその担当者を定めること。

5 施設・設備

- 喫煙室等の設置を行うこと。

- 建築物の新設や増改築の場合は、設計段階から空間分煙を前提とした喫煙室等の設置を計画し、既存の建築物については創意工夫によって喫煙室等の設置を図ること。
- 喫煙室等には、たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式の喫煙対策機器を設置すること。

6 職場の空気環境

- 職場の空気環境の測定を行い、浮遊粉じんの濃度を $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下及び一酸化炭素の濃度を 10ppm 以下とすること。
- 非喫煙場所と喫煙室等との境界において喫煙室等へ向かう気流の風速を $0.2\text{m}/\text{s}$ 以上とすること。

7 喫煙に関する教育等

- 管理者や労働者に対して、受動喫煙による健康への影響、喫煙対策の内容等に関する教育や相談を行い、意識の高揚を図ること。

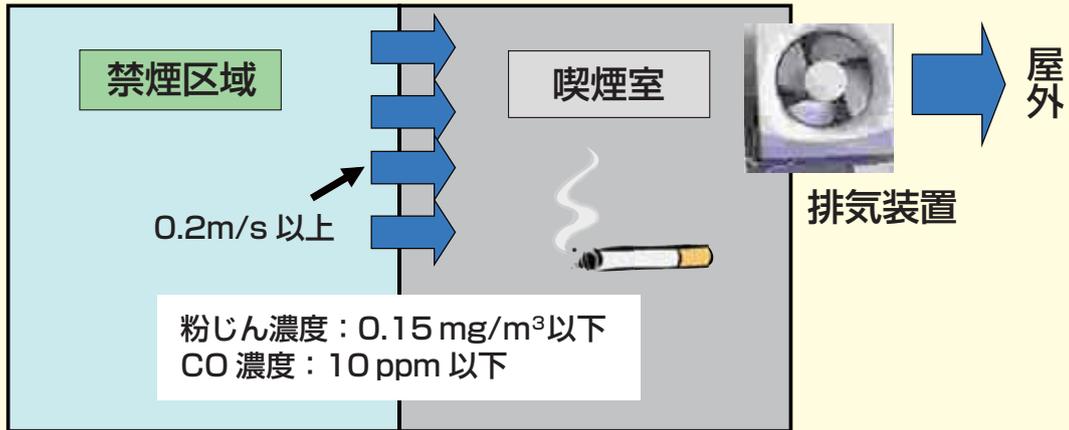
8 喫煙対策の評価

- 定期的に喫煙対策の推進状況及び効果を評価すること。

9 その他喫煙対策を進める上での留意事項

- 喫煙対策を円滑に推進するためには、喫煙者と非喫煙者の双方が相互の立場を十分に理解することが必要である。
- 妊婦及び呼吸器・循環器等に疾患を持つ労働者については、空間分煙の徹底を行い、受動喫煙防止に格別の配慮を行うこと。
- 喫煙対策の周知を図るため、ポスターの掲示、パンフレットの配布、禁煙場所の表示等を行うこと。外来者に対しても喫煙対策への理解と協力を求めること。
- 喫煙対策の担当部課等は、喫煙対策に関する情報を収集し、これらの情報を衛生委員会等に提供すること。

【喫煙室を設置する場合】



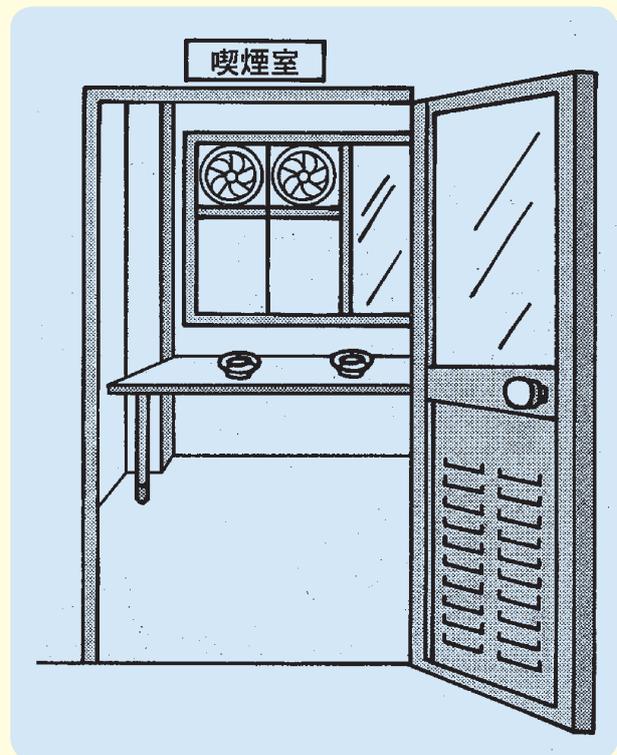
ガイドラインによる施設・設備、空気環境のポイント

排気するためには排気量と同量の給気が必要です。

給気がないと排気できません。そのため喫煙室に煙がこもります。出入口などから必要な給気を確保しましょう。出入口にドアを設ける場合は、ガラリ（空気を取り入れるためにドアや壁に設けられた開口部）を設け、給気を確保しましょう。



喫煙室入り口の気流の風速の測定



喫煙室例（ガラリ付ドア）

飲食店における喫煙対策

● 全面禁煙の例 ●

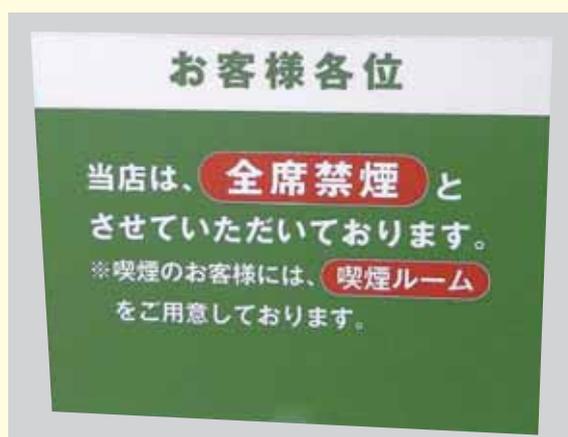
飲食店の全面禁煙も徐々に広がってきています。全面禁煙の飲食店では、従業員はもとよりお客様の受動喫煙も防止でき、料理や飲み物とともに空気もおいしい飲食店になります。



● 喫煙室のある店の例 ●

喫煙室を設け、飲食を行う部屋にたばこの煙が流れてこないようにします。

空間分煙を行っている飲食店であることを、入口に看板などで示すことで、お客様にご協力いただくことができます。



● 喫煙可能な店の粉じん濃度 ●

喫煙可能な飲食店では、従業員はたばこの煙のばく露を受けています。禁煙区域と喫煙区域を分けていても、仕切りの設置やたばこの煙の屋外への排気を行っていないと、禁煙区域の濃度も高くなります。

特に、喫煙しているお客様に食事を提供する等のサービスを行う時に、たばこの煙のばく露濃度が極めて高くなります。

中央労働災害防止協会 中央快適職場推進センター
TEL (直通) 03-3452-6406 TEL (代表) 03-3452-6841
〒108-0014 東京都港区芝 5-35-1 産業安全会館
<http://www.jisha.or.jp/kaiteki/>